## 東広島市就学援助扶助要綱の一部改正について

## 1 目的、概要

これまで就学援助費の請求、受領等は受給者が学校長に委任することができるとしていたが、令和3年度から学校給食費が公会計化されることに伴い、同費目については学校長ではなく市長が請求、受領等と行うこととなる。そのため、委任先の変更と、要綱における学校徴収金の費目を変更するもの。

## 2 改正箇所について

## 東広島市就学援助扶助要綱

	(新)	(旧)
(就学援助の受領	2 在校生就学援助の受給者は、就	2 在校生就学援助の受給者は、就
の委任)	学援助の支給の請求、受領及び返納	学援助の支給の請求、受領及び返納
第8条第2項	を、 <u>市長又は</u> 学校長に委任すること	を、学校長に委任することが
	ができる。	できる。
第8条第3項	3 在校生就学援助の受給者は、学	3 在校生就学援助の受給者は、学
	校徴収金(	校徴収金( <u>学校給食費、</u> 修学旅行費
	その他就学のために必要な経費とし	その他就学のために必要な経費とし
	て、学校が保護者から徴収する金銭	て、学校が保護者から徴収する金銭
	をいう。) を滞納した場合における就	をいう。)を滞納した場合における就
	学援助の支給の請求、受領及び返納	学援助の支給の請求、受領及び返納
	について、あらかじめ、学校長に委	について、あらかじめ、学校長に委
	任するものとする。	任するものとする。